

福岡県災害警戒地方本部の設置について

筑後地方の一部に洪水警報が発表（7日6時35分）され、災害発生のおそれがあるため、7日6時35分に福岡県災害対策本部規程第21条の規定に基づき、下記のとおり福岡県災害警戒地方本部を設置しましたので、お知らせします。

記

○新たに設置した本部

福岡県災害警戒筑後地方本部 : 筑後農林事務所

○これまでに設置した本部

福岡県災害対策本部 : 本庁

福岡県災害対策両筑地方本部 : 朝倉農林事務所